

国民健康保険に関する届出について！

次のような場合、新たに国民健康保険へ加入される方、又は国民健康保険から別の保険に加入された方は、役場への届出が必要です。

国保への加入が必要な場合	届出に必要なもの
他の市町村から転入したとき	転出証明書・印鑑
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書または離職票・印鑑
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書・印鑑
子どもが生まれたとき	母子手帳・印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
外国籍の人が加入するとき（1年以上滞在が見込まれる場合）	外国人登録証明書・印鑑

国保からの脱退が必要な場合	届出に必要なもの
他の市町村に転出するとき	保険証・印鑑
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証・印鑑
職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証・印鑑
国保の被保険者が死亡したとき	保険証・印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書・印鑑
障害認定により後期高齢者医療に加入したとき	国保と後期高齢者医療広域連合の両方の保険証・印鑑

※特に3月、4月は転入、転出の多い時期です。窓口において転入、転出の手続きをされる場合は、国保の届出等を職員がご案内いたしますが、郵送などによる届出の場合、改めて届出が必要となります。国保に関する届出の漏れがないか、もう一度確認しましょう。

なお、これらの届出については異動日より14日以内となっております。もし、国民健康保険加入の手続きが遅れると遡って課税されたり、脱退が遅れると課税されたままの状態となりますので早めの手続きをお願いします。（この期間を超えた場合でも届出は必要です）

問い合わせ先 役場 ☎ 78-3113 住民課保険班（119・120）住民課税務班（121・122）

年金 TOPICS 国民年金保険料の「学生納付特例制度」をご利用ください

学生納付特例制度は、在学中の保険料を社会人になってから支払うことができる制度です。

保険料を未納のままにしていると、不慮の事故や病気で重い障害が残っても障害年金が支給されないなど、不利益を受けることがありますので、保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例をご利用ください。

●対象となる学生

20歳以上の、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上である課程）等に在学する学生。夜間・定時制課程や通信制課程の学生も含まれます。

●申請に必要なもの

年金手帳等基礎年金番号がわかるもの、学生証の写しまたは平成23年4月以降に交付された在学証明書、認印

●承認されると

申請された年度の4月分から翌年3月分までの保険料の納付が猶予されます。

基礎年金を受給するための資格期間には含まれますが、年金額には反映されませんので、将来の年金額を減らさないよう、承認を受けてから10年以内に保険料を納めることができる「追納制度」をご利用ください。（3年度目以降は、当時の保険料額に加算額がつかます。）

※申請は毎年必要ですので、昨年度申請された方も、23年度の申請が必要です。

出張年金相談（予約制：0965-35-6123）
（年金事務所の職員が相談をお受けします）

4月14日（木）水俣市もやい館、4月15日（金）芦北町役場

問い合わせ先 八代年金事務所 ☎ 0965-35-6143 、役場住民課住民班 ☎ 78-3113（115）